

島田市民 限定！

島田市住宅省エネルギー化 改修等事業者支援事業補助金 のお知らせ

市内建設・設備関連産業への支援を目的に、エネルギー価格高騰対策や、省エネ推進に向けて省エネ家電への更新（取り替え）や住宅の省エネ改修（リフォーム）を行う方に対して、その費用の一部を補助します。



補助対象経費・補助金額

省エネ設備への更新や
省エネ改修に要した費用の

補助率 5分の1

2万円から20万円までを交付します
（※予算額に達し次第受付は終了となります）

- ・補助対象経費（省エネ設備（家電）への更新及び省エネ改修に要した費用の合計金額）に5分の1を乗じます。
- ・省エネ設備（家電）のみの更新や、省エネ改修のみでも対象となります。
- ・市内業者を利用することが補助の条件となります。（詳しくは裏面参照）
※補助対象経費が10万円未満の場合は補助の対象となりません。
※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満は切り捨てます。
※補助金交付決定前に購入・実施した家電や改修等は補助の対象となりません。
※補助対象経費には、既設の家電のリサイクル費用等は含みません。
※対象となる設備及び改修の内容については裏面をご覧ください。

申請期間

2023年8月17日（木）▶ 2023年11月30日（木）

- ※申請は商工課へ直接持参ください。郵便による申請も受け付けます。
- ※申請回数は、1世帯につき1回までです。
- ※交付申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。
- ※予算額の執行状況は、随時、市ホームページでお知らせします。

申請書及び必要書類

【交付申請】

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④現況設備、設置予定箇所の写真
- ⑤見積書等の写し

【実績報告】

- ①事業実績書
- ②収支決算書
- ③領収書等の写し
- ④設置したことが分かる写真

制度の詳細

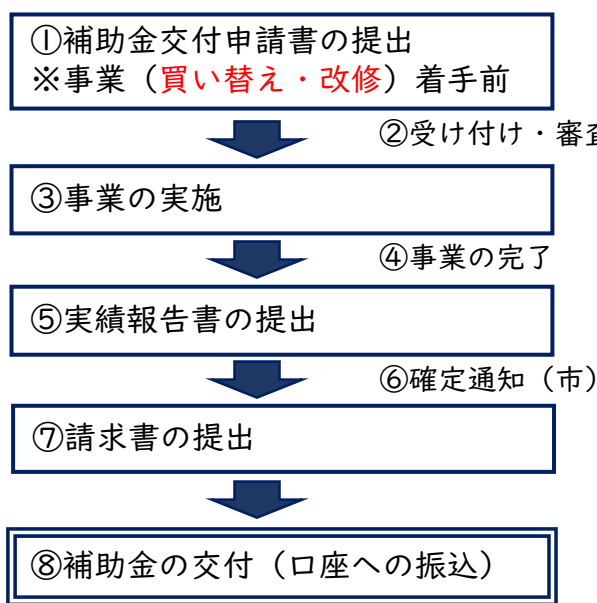


ダウンロードは
こちら(HP)から

お問い合わせ

島田市産業経済部商工課（商工政策係）
〒427-8501 島田市中央町1番の1（市役所本庁舎2階）
☎（0547）36-7146

●補助金交付までの手続き・流れ



申請時の提出書類については表面の「申請書及び必要書類」を参照ください

実績報告書は事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに提出ください

請求書は確定通知日から起算して10日以内に提出ください

表示されている統一省エネラベルの内容



●対象となる省エネ設備（家電）への更新

品名	目標年度	省エネ基準達成率
(1) エアコン	2027年度	100%以上 (省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。)
(2) 冷蔵庫	2021年度	
(3) 照明器具 (LED)	2020年度	
(4) 給湯器 (電気・ガス・石油)	2025年度	

省エネ型製品情報サイト
<https://seihinjyoho.go.jp/>



※既存設備からの更新（買い替え）が対象です。なお、更新するものは新品の購入とします。

●対象となる省エネ改修

改修（リフォーム）の内容	
(5)	外壁、屋根、天井、床などの断熱改修
(6)	屋根・屋上の日射遮へい改修
(7)	開口部（サッシ、ガラス、ブラインド、ドア）の断熱改修
(8)	庇（ひさし）の拡張、オーニング（日よけ）の設置
(9)	熱を逃がすための通気性・通風性を確保する換気機能の設置
(10)	その他、省エネ効果が見込まれる改修

●市内業者での実施について

この補助金は市内の業者をご利用することが前提となります。

- ・家電の購入・設置が市内業者 → 対象
- ・家電の購入が市外業者で、設置を市内業者で実施 → 設置に要する費用のみ対象
- ・家電の購入も設置も市外業者で実施 → **対象外**

※申請者が市内業者へ支払う額が補助対象経費となります。（省エネ改修も同じ）